

歴史的分野における 主権者教育の視点から考える世界の歴史の授業

鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 梅津正美

1 次期学習指導要領における主権者教育の視点からの世界の歴史の内容の扱い

次期学習指導要領では、歴史的分野における内容の改善・充実の一環として、世界の歴史の扱いについては、従来のわが国の歴史的事象に直接かかわる事象だけでなく、「間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させる」ことがうたわれるとともに、「主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実」がはかられることになった。そして、学習内容例として、「古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこと」が示されている（図1参照）。

2 主権者教育としての歴史教育の目標

「主権者教育としての歴史教育」を構想する場合、教育目標がいっそう重要であろう。次期学習指導要領における改訂の要点の一つとして「主権者教育の充実」があげられている背景は、いうまでもなく選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにある。主権者教育は、「有権者のための教育」としてとらえることが妥当であり、その教育目標は、有権者として必要な資質・能力の育成ということになる。

総務省の『「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書』（2011年12月）によれば、有権者として必要な中核的な資質・能力、すなわち主権者教育の中心目標は、①社会参加と、②政治的リテラシー（政治的判断力や批判力）であるとしている。

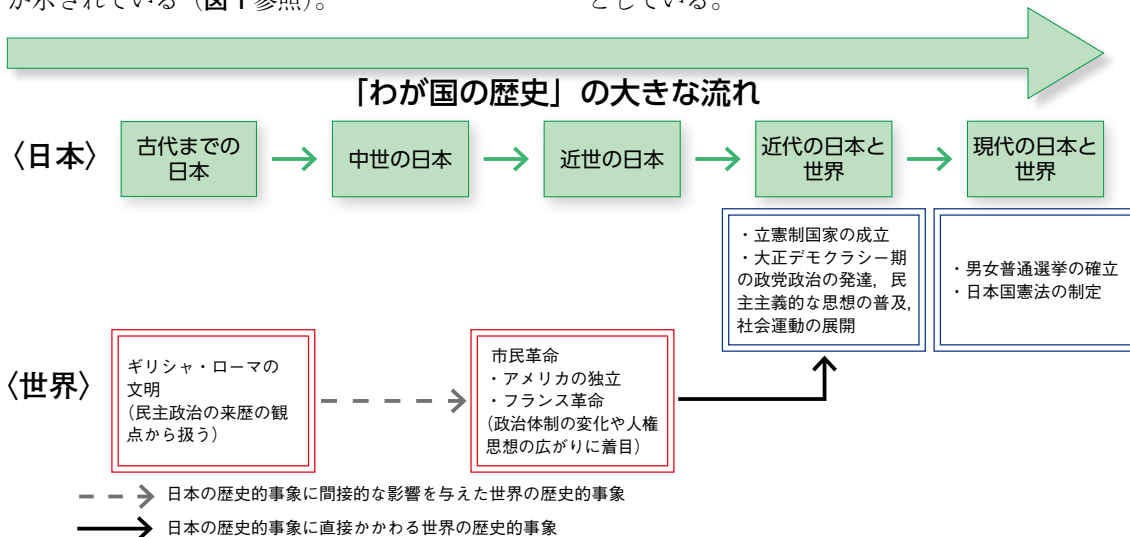


図1 歴史的分野における主権者教育にかかわる日本の歴史と世界の歴史のつながり

主権者教育としての歴史教育を構想する場合には、過去の社会の政治問題や政策問題に生徒たちが模範的にかかわる学習問題や場面を設定（模範的に社会参加）しながら、とくに政治的判断力や批判力の育成を主要な教育目標としていくべきであろう。

3 「歴史的な見方・考え方」を視点とする授業づくりの手だて

次期学習指導要領では、社会科・地理歴史科・公民科の授業づくりの手だてについて、育成をめざす「公民としての資質・能力」を明確に定め教育目標としたうえで、目標を達成するために、学習内容は、時代の社会についての解釈や一般的・汎用的な概念的知識とそれらの事例となる個別的な事実とを結びつけ構造的に示すことが求められている。

また、学習過程・方法は、歴史的事象について、「歴史的な見方・考え方」（時期、推移、類似、差異、特色、背景、因果関係、影響等）を働かせて（視点として）学習課題（問い）を見だし、その課題に対して生徒がたがいの対話（説明・議論）を通して主体的に思考・判断（考察・構想）し、課題解決のための知識を習得・活用していくように組織することとされている。

4 主権者教育につながる世界の歴史の授業づくりの考察課題

古代ギリシャ・ローマ文明や近代におけるアメリカ独立戦争・人権思想・フランス革命などの内容を、個別のできごとや人物の思想の解説として展開したのでは、主権者教育としての世界の歴史の授業にはなるまい。また、基本的人権の尊重に適合する政治の理念としての民主主義の意義を承認しつつも、「(政体としての)民主政治は、いつでもどこでも良いもの」という今日の常識ともなっている価値判断に無批判に

からめ取られていては、時間軸と空間軸を柱に考察する歴史的思考の特質をふまえた主権者教育の授業にもならないであろう。

主権者教育につながる世界の歴史の授業を構成し展開するためには、次の三つの考察課題をふまえることが大切である。

1. 政治的判断力や批判力の育成という観点から、民主政治の長所ばかりでなく、短所（限界）も意識しつつ授業づくりにあたること。
2. 生徒が、時期、推移、差異、関係等の歴史的な見方・考え方を働かせて、古代ギリシャ・ローマ時代の民主政治の起源から近代の代表制をともなった民主政治への展開を、概念的知識のレベルで意味あるつながりをもって理解できるように学習内容を構成すること。
3. 民主的な学習集団づくりを基盤に、生徒による協働的・対話的な考察の過程（＝模範的な社会参加の過程）として授業過程を組み立てること。

5 民主政治の起源と展開を視点にした世界の歴史の授業の展開例

展開例 1：単元「民主政治を起源から考えるー古代ギリシャの民主政治ー」（2単位時間）

本単元は、民主政治の起源をなす古代ギリシャのポリス（アテネ）における民主政治の展開を事例に構想する。主発問は以下の二つである。

- ① 「なぜ古代ギリシャのポリス（アテネ）では民主政治がおこったのでしょうか。」
- ② 「みなさんは、古代ギリシャの民主政治は、良い政治であったと思いますか。あなたの判断の理由はなんですか。」

主発問①に対応した展開について、まず「キージの壺絵」にえがかれた「戦う重装歩兵」のようす（図2）を教材にして、教師が「市民戦士団が密集隊形により強い戦闘力を保持したこと」を説明する。そののち、ギリシャの風土（気温・降水量・地形）に関する資料を提示したうえで、「ギリシャでは、なぜ男子市民が武器を

自前で調達してまで戦ったのでしょうか」と問い、生徒に解釈を予想させ話し合わせる。そして、「土地は山がちで平野がせまいうえ、とくに夏の降水量が少ないギリシャでは、パン（穀物）が不足がちであり、限られた人口しか養えなかった。少ない土地と人口での生活と防衛に適した国の形態がポリス（都市国家）であり、男子市民はみずからの力でポリスを防衛する戦闘の義務を負った。」との解釈（説明的知識）を、『社会科 中学生の歴史』（以下、教科書）を活用しながら習得させる。この解釈から、教師は「ポリスでは、戦闘に参加しポリス防衛の義務を果たす男性市民にのみ参政権が与えられた」とするポリス社会の特質に関する概念的知識を引き出し説明する。

図2 キーゾの壺絵に描かれた戦う重装歩兵
『明解世界史図説 エスカリエ 九訂版』p.47
「①戦う重装歩兵」（写真：WPS）

次に「^{さんだんかいせん}三段櫓船」の写真を資料にして「ペルシャ戦争に勝利したのち、紀元前5世紀に、なぜ無産の市民にまで参政権が広がり、男子市民の直接参加による民主政治が行われたのでしょうか」と問う。生徒には先の概念的知識を活用させて「無産市民は、ペルシャ戦争で船のこぎ手として活躍したので参政権を認められた。その結果、戦闘に参加しポリス防衛の義務を果たしている成人男子市民による直接民主政治が行われるようになった。」との解釈を導かせる。

主発問①に対応する授業を受けて②を発問する。古代ギリシャの民主政治に対する評価的な判断を生徒たちに求めるにあたり、アリストテレスによる民主政治の評価（民会を舞台に民衆による独裁的な政治が行われる場合には、民主政治はむしろ「悪い政治」となる）を紹介する。

1. アリストテレスによる民主政治の評価

「法の支配する民主政ではなくて、民会の決定が最高のものとされる民主政では、民衆が独裁者となり、民衆指導者が立ち現れる。民会の決定は独裁者の命令のようなものであり、民衆指導者とおべっか使いは同じであるか類似しているかである。万事が民会の決定によって決められる種類の政治のしくみは、真の意味での民主政でさえない。」（原文：アリストテレス『政治学 第4巻第4章』、山本光雄訳『アリストテレス 政治学』岩波書店、1969年、pp.158-159より引用（筆者が表記を中学生向けに改めた）

授業は、生徒どうしの討論により展開する。教科書や『アドバンス 中学歴史資料』（以下、資料集）を活用しながら、討論を通じて次のような意見が形づくられていくことを期待したい。「国家の義務を果たす市民の平等を原則に民主政治が行われたことは、良い面として評価できるのではないか。」「女性や奴隷は参政権から排除されていた（資料集p.9「⑩都市国家アテネ」）ので、徹底した民主政治とはいえないのではないか。」「民会の決定が強くなりすぎた民主政治は、ギリシャにみられたように民衆を扇動して民会を牛耳る政治家による独裁政治に変化してしまうことがあるのではないか。」「古代ギリシャの直接民主政治は、人口が少なく土地のせまいポリスだからこそ成り立つ政治形態であった。民主政治というだけで『良い政治』とは、必ずしも評価できない。」

展開例2：単元「代表制をともなった近代民主政治について考えるーアメリカ合衆国で発展した共和政ー」（2単位時間）

本単元は、近代国民国家の形成と結びついた代表制をともなう民主政治（共和政）の意義と課題について、アメリカ合衆国における最初の

憲法制定と政治のしくみづくりに関する議論と対立を事例に構想する。主発問は、以下の二つである。

①「13州による独立をかちとったのち、1787年に制定されたアメリカ合衆国憲法では、なぜ連邦（中央）政府のしくみがとられたのでしょうか。」

②「制定された憲法にもとづく政治のしくみは、民主的なしくみであったということが出来ますか。あなたの判断の理由はなんですか。」

主発問①に対応した展開について、まず生徒は資料集p.118の「独立宣言（1776年）」を読んで、そこから人民主権と民主政治の理念を読み取る。教師は、独立戦争に勝利した13州（邦）連合にとっては、理念を実現するための政治の基本的なしくみは代表制をともなった民主政治、すなわち共和政であったこと、そして共和政を具体的にどのように運営するのが課題になったことを説明する。さらに、1787年制定の合衆国憲法では、連邦（中央）政府に強い権限が与えられたことを説明する。

次に教師は「合衆国憲法の立案者たちは、なぜ強力な連邦政府が必要だと考えたのでしょうか。」と問い、資料としてジェームズ・マディソンによる連邦政府を擁護する論文『ザ・フェデラリスト（第10編）』（1787年）の抜粋を生徒に読ませ、考察させる。そして、代表制にもとづく共和政の下でも派閥（党派）の争いがくり返されることを防ぐため、連邦政府の権限が強い中央集権的な政治のしくみがとられたことを理解する。そして、その際、強力な連邦政府をつくることを支持した勢力がイギリス商品の流入で経営不振におちいていた北部の商工業者や工場経営者たちであったこと、またそれに反対した勢力がイギリスとの競合関係がなかった南部の大農場経営者たちであったことにふれる（簡潔な図解を用いるとよい）。

2. 連邦政府の必要性

「邦間の同盟をしっかりとした基盤の上に築き上げれば多くの利益が期待できるが、そうした利益の中でも派閥の活動の暴虐ぶりをうち破り統制することほど、着実に実現していかなければならないものはない。（中略）この派閥は共通の利益や動機によって結合し、他の市民の権利や社会の恒常的かつ集合的利益に反して活動するものである。」（原文：ジェームズ・マディソン『ザ・フェデラリスト（第10編）』、大下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝編『史料が語るアメリカ1584-1988』有斐閣、1989年、pp.48-49より引用）

生徒は、これらの情報から考えて、独立戦争とともに戦い、独立宣言とともに支持した人々が、合衆国憲法の制定にあたっては、連邦政府を支持するグループ（北部）と反対するグループ（南部）に分かれ対立していたことを理解する。これを受けて教師は、「連邦政府が専制政治にはしることをおそれる人々や各州の自治を望む勢力の納得を得るために、合衆国憲法の立案者たちは、どのような考えを示したのでしょうか。」と問う。生徒たちの予想を引き出しながら、合衆国憲法が三権分立の考え方を取り入れたこと、南部の大農場経営者たちの主張を受け入れて奴隷制が維持されたことをまとめていく。

主発問②については、奴隷制と選挙権に焦点を当てて生徒たちに考察させたい。生徒たちの議論を経て、合衆国憲法が奴隷制を禁止しなかったこと、選挙権を保障せず、結果として女性やアフリカ系アメリカ人、アメリカ先住民を排除したことを合衆国憲法の限界としてつかませたい。

〈参考文献〉

1. 太田秀通『スパルタとアテネ - 古典古代のポリス社会 -』岩波書店（1970年）
2. 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀『ギリシア・ローマの盛衰 古典古代の市民たち』講談社（1993年）
3. 佐々木毅『民主主義という不思議な仕組み』筑摩書房（2007年）
4. ロバート・A. ダール（杉田敦訳）『アメリカ憲法は民主的か』岩波書店（2003年）
5. 杉田敦『デモクラシーの論じ方 - 論争の政治』筑摩書房（2001年）